

奈良県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十二号

奈良県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県立都市公園条例施行規則（昭和三十五年三月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び第二号に規定する業として写真を撮影する行為」を「（行商に限る。）」に改める。

第九条中「（第十一号様式）」を削る。

第十条第三項中「十の2及び十一の3」を「十一の2及び十二の3」に改め、同条第四項中「別表第四の十二の2」を「別表第四の十三の2」に改める。

第十三条第一項中「第十二号様式」を「第十一号様式」に改める。

「（署名の場合、捺印は不要です。）

第一号様式中

を「（署名の場合、捺印は

印 月 日生」

不要です。）」に改める。

「氏名

姓（殿）

第二号様式(表中

を「氏名

印 月 日生」

捺（廻）」に改め、同様式(裏)中「印月日生」を「印月日生」に改める。

第十一号様式を削り、第十二号様式を第十一号様式とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の奈良県立都市公園条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付されている許可証で現に効力を有するものは、この規則による改正後の奈良県立都市公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により交付されたものとみなす。

3 この規則の施行の際改正前の規則の規定により現に提出されている申請書等は、改

正後の規則の規定により提出されたものとみなす。